

決議案第 号

新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議

中華人民共和国湖北省武漢市において発生したとされる新型コロナウイルスによる感染症については、急速な勢いで世界中に拡散し、国際社会を挙げて対策が講じられているが、未だ事態の収束は見通せず、国際的な脅威になっている。

我が国においても、感染者が増加する中、新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請される事態など、感染拡大の抑制に全力で取り組まれているが、未だ予断を許さない状況にある。

こうした中、本府においては、本年1月30日に京都府新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、西脇知事を先頭に感染拡大防止に全力を挙げて取り組んでいただいているところである。

しかしながら、感染症の拡がりは、医療機関や介護等の施設、製造業・観光業をはじめとした経済界、また、教育現場等に甚大な影響を及ぼしており、事態収束のためには、国、市町村、医療関係者、事業者、そして府民が一丸となった総合的かつ迅速な対応が強く求められている。

よって、京都府においては、何よりも府民の命と健康を守ることを最優先に、国、市町村、関係団体と十分に連携しながら、感染拡大の防止対策、府民生活の安心・安全の確保に迅速かつ全力で取り組むよう強く求めるものである。

京都府議会においても、府民の安心・安全の確保のため、感染抑制等、事態収束に向け、一層取組を進める。

以上、決議する。

令和2年 月 日

京都府議会